国民年金からのお知らせ

問高崎年金事務所国民年金課
（☎027－322－4299）

■「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象です。

控除を受けるには、その年の1月1日から12月31日までに納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、令和5年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書に表示されている電話番号にお問い合わせください。

■ 保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで、あとから保険料を納めなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乗せされます。詳しくは、高崎年金事務所に相談してください。

■ 保険料を納め忘れた人には電話や訪問で納付の案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社（株式会社アイヴィジット・東洋紙業共同企業体）が電話や訪問により保険料の納付の案内をしています。個人のプライバシーに関することについて尋ねることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

■ 11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」の利用をはじめてみませんか。ねんきんネットの利用登録やねんきん月間の取り組みについては、日本年金機構のホームページを確認してください。

多目的シートが設置されています

困新庁舎2階の多目的トイレに多目的シートが設置されています。多目的シートはベビーシートより大きく、大人も横になれます。

折り畳み可能で壁に収納でき、車いすでの移動も妨げません。ぜひ利用してください。

問困行政課行政統計係（☎内線1045）

日日程　時時間　期期間　場会場・場所　対対象・資格　内内容　定定員　¥料金・費用　持持参物　締締切
応応募・申込方法　申申込み先　問問合せ先　☎電話　FAXFAX　e電子メール　HPホームページ　他その他